

り、私は、総括審議官の土生でござりますけれども、政府参考人として答弁をすることをお許しいただいたと承知いたしております。

○高井委員 きのうの、私は官房長にお願いしますと言つてあるんです。しかし、何の理由もなく、紙切れ一枚来て、違う方が登録されていました。

こうふうことで、私は、本当に、この統計の問題、厚生労働省のこの問題でどれだけこの委員会でも時間を割き、また、この法案も全て統計が基礎なんですよ。統計が間違っているから、我々、反対ですよ、今回の法案。こういう事態に陥っているといふことを厚生労働省はもつと自覚していただいて、監察委員長が来れなくとも、何で官房長が来れないんですか。全く、統計を所管しているんですよ、総務委員会は。ぜひそこは猛省を求めるべきです。

それでは、まず最初に聞きますけれども、厚生労働省、藤澤統括官、来ていただきたいことは評価いたします。藤澤統括官にお聞きしたいんですが、毎月勤労統計の問題をずっと取り上げてまいりましたけれども、これは、大臣がいまだに、官邸の影響がないといふように説明されていますよね。私も予算委員会を全部見ていないので、ひょとしたら答弁を変えていたら言つていただければいいんですねけれども、官邸の影響がないと言いつけるのはなぜですか。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。

これは平成二十七年九月のこの経緯を御質問いただいているんだと想りますけれども、その際、当時の統計情報部長にこちらで確認をしたところによりますと、毎月勤労統計について、元部長が総理秘書官に説明に行つたのは平成二十七年三月の三十一日と九月十四日の二回だけございました。三月三十一日の説明の際も指示を受けていないとのことでございました。

また、元部長によりますと、毎月勤労統計の月次の公表資料を事前に事務的に官邸参事官に報告をしていた中で、恐らく検討会の状況についても

事務的に情報提供していたことございましました。

この点につきまして、当時の官邸参事官に確認をいたしましたところ、同年九月四日の前後に、厚生労働省から検討会の動向について報告を受けたかもしれません、内容がテクニカルと思われたので総理秘書官には報告していないのではないかとのことでございました。

さらにはサンプル入れかえ方法については引き続き検討するという修正につきまして、九月の一日前か十四日の午前中に自分、これは元部長でございますが、自分が指示した内容であり、この指示を行つたのは総理秘書官レクよりも前だったと記憶をしているとのことでございました。

○高井委員 私は、この委員会でそんたくといふ言葉を使いました。そんたくについて、随分皆さんから批判の声もいただきました後、足立委員からも厳しい、そんたく、いいじゃないかと。私も官僚の皆さん、そんたくすると思うんですよ。それは、そんたくが全然悪いなんて言つていません。ただ、それを隠すからいけないんですね。

何で、官邸の影響が、だつて、中江秘書官とこれだけ何度もやりとりをしているわけじゃないですか。それにやつてこの状況が変わつたといふことは、この時系列を見れば明らかですよ。それ

れども、若い職員が、何か、部長から指示を受けたけれども、それは聞いていかつたとか、失念していたとか、多忙だったんじゃないかなみたいな、そういう答弁で、もう世の中誰も納得しないんですよ。新聞の社説なんかでも、こんな子供じみた言いわけが通用するかと。何でそんな言いわけをするんですかね。

中江秘書官といろいろ協議した結果、統計を変えましたと言えばいいじゃないですか。そのこと

でしてかばうんですか。

○藤澤政府参考人 厚生労働省といたしましては、今ほども申し上げましたように、元統計情報部長、あるいは、当時官邸におりました、出向しておりますました参事官、また、当時の担当補佐などから状況を確認をいたしまして、その上で今ほど

のことでございました。

○高井委員 これは、通告しないと絶対答えてくれないんですよね、なぜなら過去の方ですか。

姉崎さんがいれば聞けるんですけども。だから、ちゃんと通告しなきゃいけない。通告しまし

たよ。

これは、姉崎部長は、八月の初旬だったと想います、第五回の検討会でははつきりと全数入れかえがいいと言つているわけですよ、それが、九月十四日じゃないというトリックを使って、中江秘書官の関与を否定しているわけですけれども。

じや、仮に百歩譲つて九月十一日だったとして、これは何で、どういうことで変わつたんですか。何でこんなに長い間放置して、突然、十四日の直前に言つて、そんなるうに変わるんですか。

○藤澤政府参考人 御指摘の点は、その検討会の、毎月勤労統計の改善に関する検討会の第五回目とそれから第六回目での成り行きといふか、それについてのお尋ねだと思いますけれども、そもそも、その五回目の検討会に厚生労働省の事務局が提出いたしました素案は、検討会での御意見を踏まえて修正されることを前提とする文書でございました。

五回目の検討会で、統計の専門家の委員から、ローテーションサンプリングの導入により、早い時期により正確な情報をとり得る旨の意見が示されました。

その上で、当時の担当部長に経緯を確認いたしましたところ、統計ユーザーの一人として、サンプル入れかえに伴う遡及改定についてかねてから

以来、改善の方策を考えたいと思つていたこと、ローテーションサンプリングについては、都道府県の人員体制や予算措置等の実務面での議論が論点の中心であり、手法そのものが否定されていたわけではないこと、また、同年十一月以降の統計委員会における未詰問基幹統計の確認作業が控える中で、統計委員会の委員の意見を聞くまでは断定的結論を出すべきではないのではないかと判断したことなどから、これまでの検討会の委員の意見を尊重する形で修文案を指示したのではありませんかとのことでございました。

○高井委員 私も、これは議事録を全部読んでいるんですよ。けれども、どう考へても、そんな前からそう思つていたというような姉崎さんの発言はないんですね。後づけで、どう考へても、やはり、後からそんうふうに、実は前々から心の中で思つていたんだみたいなことを言つても、これは理解をされないですよ。

ですから、別にいいじゃないですか、首相秘書官だつて、そういう権限というか、アドバイスというか、したつていいじゃないですか。そして、それを踏まえて変えたなら変えたと。ただ、それがいいかどうかかといふのを判断するのが我々の役割であつて、そこを隠すから、何か不毛な議論を延々と予算委員会でもやらざるを得ないといふことなんですね。

一点だけ、もう時間がなくなりますけれども、私も統計の専門家と話して、この毎月勤労統計というのはもともと連続性を見る統計じゃないんだと、統計の専門家からすると、雇用保険とかの金額上限、下限を決める、そのためによつているから、別に段差があつてもいいんだといふのがもともとの統計の、専門家的にはそうなんですよ。

それを専門家じゃない方が見て、何か横やりを入れたりアドバイスをすると、こういうふうにゆがんだことになつて、それはその専門家である姉崎部長や部下の方々がきちんと総理秘書官に説明すればよかつたんですよ、そういうものじやないんです。だけれども、それが説明できない関係

になつてゐるんじゃないですか。そういう統計の専門家以外の人があつたとお出しして統計がゆがめられることが、本来、中立的で、いろんなバックデータに使わなきやいけない統計が変わつてしまつてしまうということを私は問題にしているんです。

これは今後も総務委員会でしっかりと、統計を所掌する総務委員会に統計委員長に来ていただきたいで、それから厚労省にも引き続き来ていただけで、しっかりとわかる人が来てください。

いや、最後にもう一問、官房長は来ていませんけれども、特別監査委員会で、これは何で、毎月勤労統計の調査変更の話、これはいろんな新聞でみんな言つていますよ。記者も言つていますよ。これはもう通り一遍の答えだから余り聞きたくなけれども、何ですか、これを取り上げなかつたのは。

○土生政府参考人 まず、先ほど先生から、厚労省、反省が足りないという叱咤をいただきました。そのことは重く受けとめさせていただきまます。

その上で、御質問でござりますけれども、特別監査委員会の監査の対象につきましては、今回の追加報告におきまして、端的に申し上げますと、統計法違反等を含む不適切な取扱いが疑われるケースについて監査の対象とし、調査等を実施してきましたと記述されているところでございます。

先日、追加報告を公表した際の記者会見において、樋口委員長からは、委員会ではローテーションサンプリング方式の導入に関してはきちんと手続を踏んだ上で採用されており、また、サンプル入れかえに伴うギャップができるだけ少なくし、利用者にとってわかりにくさを解消するための措置であり、統計学的にも十分な合理性が認められるというふうに判断して、調査の対象とする必要がないというふうに判断したと委員長みずから述べられているということです。

○高井委員 もう時間が来たので終わりますけれ

ども、これは本当に納得できません。引き続き、

今後の総務委員会で、ちゃんと統計委員長とそれから厚生労働省、できれば姉崎さんとかあるいはケーデーに使わなきやいけない統計が変わつてしまつてやらないと、本当に我々、これ以

上の、ここから先の審議、なかなか応じられません」ということを申し上げて、質問を終わります。

○日吉委員 ありがとうございます。

○江田委員長 次に、日吉雄太君。

○日吉委員 国民民主党・無所属クラブの日吉雄太でございます。

先ほど、予算委員会で採決が行われました。予

算の前提であるデータがでたらぬ、そして統計に不正がある、実質賃金がマイナスではないか、こ

う疑われている中で、真相をしっかりと究明す

る、慎重に審議をするべきであったのにもかわ

らず採決が行われましたこと、また、本委員会が職権立てされましたことに強く抗議を申し上げさ

せていたときまして、質問に入らせていただきま

す。今回の法案の審議が始まる衆議院本会議で、会

派を代表いたしまして質問をさせていただきました。

その際、ふるさと納税の控除額の上限についてお尋ねいたしました。

その上、御質問でござりますけれども、特別

監査委員会の監査の対象につきましては、今回の追加報告におきまして、端的に申し上げますと、統計法違反等を含む不適切な取扱いが疑われる

ケースについて監査の対象とし、調査等を実施してきましたと記述されているところでございます。

先日、追加報告を公表した際の記者会見において、樋口委員長からは、委員会ではローテー

ションサンプリング方式の導入に関してはきちんと手續を踏んだ上で採用されており、また、サンプル入れかえに伴うギャップができるだけ少なくし、利用者にとってわかりにくさを解消するための措置であり、統計学的にも十分な合理性が認められるというふうに判断して、調査の対象とする必要がないというふうに判断したと委員長みずから述べられています。

○高井委員 もう時間が来たので終わりますけれ

る、こういうことになる制度だと考えておりますが、大臣の御答弁をもう一度お願ひいたします。

○石田国務大臣 お答えさせていただきます。

議員御指摘のように、平成十九年に開催されましたふるさと納税研究会におきましては、地域社会の会費という個人住民税の性格を踏まえれば、

住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少するような仕組みをとることは適当でなく、一定の上限額を設定する必要があるとされておりまして、ふるさと納税の特別控除額は、現在、個人住民税所得割の一割を上限としております。

この特例控除額の上限につきましては、地方団体から当時一割であった上限額を引き上げるよう要望をいたしましたことを踏まえ、与党税調において議論をいたしました上で、平成二十七年度税制改正において一割から二割に拡充したものでございます。

高所得者の方々がふるさと納税を通じて積極的にみずからふるさとや地方団体を支援していくだければ、それは地域の活性化にも大きな効果を生むことにもつながることから、現段階におきまして、御指摘のような特例控除額の上限の引下げを行う考へはないところでございます。

今回の制度見直しが実現することによりまして、ルール外の返礼品を送付する一部の地方団体にふるさと納税が集中する状況が改善され、一定のルールの中で、地方団体同士が創意工夫し、ふるさと納税制度が健全に発展していくことを期待いたしております。

その際、ふるさと納税の上限についてお話をさせていただいたんですが、その中で、石田大臣の御答弁は、平成十九年に開催されたふるさと納税研究会におきまして、地域社会の会費という個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少するよう仕組みをとることは適当ではなく、一定の上限額を設定する必要があるとされており、ふるさと納税の特例控除額は、現在、個人住民税所得割の一割を上限としております。

ただ、このことは、高所得者はほゞ控除限度額が高いため、返礼品で得られる利益もそれだけ大きくなり、有利である、結果的に、高所得者を利す

望を踏まえて拡充したものでございまして、ま

た、高所得者の方々がふるさと納税を通して積極的にみずからふるさとや地方団体を支援していなければ地域の活性化に大きな効果を生むことにもつながりますので、現段階において見直す考えはございません。

○日吉委員 一方で、返礼品の割合について今度はお尋ねさせていただきますけれども、これを今

回、三割以下というふうに改定するところではございますが、このふるさと納税の制度自体が広く浸透してきている、こういった中で、三割以下で

はなくて、本来の趣旨にのつとつて感謝を込めるという意味で、もつと二割以下とか一割以下とか、こういった引下げ、こういったことも考えられるのではないかと思ひますけれども、この点について御答弁をお願いいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

返礼品割合につきましては、平成二十九年四月の総務大臣通知を発出いたします際に検討いたしまして、過度な返礼品を送付せず、平均的な取組を行つてあるとを考えられる地方団体における返礼品割合がおおむね三割であつたことなどを踏まえまして、少なくとも三割以下という基準を設定をしたところです。

○日吉委員 ただ、今、先ほど申し上げましたよ

うに、高所得者ほどやはり税額控除を受ける絶対額が大きくなる、こういった意味で、上限額を何割といふわけではなくて、金額として上限額を設けるとか、そういった考え方はございませんでしよう

か。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま大臣から御答弁申し上げましたとお

り、この特例控除額の上限は地方六団体からの要

求めて返礼品割合を三割以下とさせていたいたところです。

○日吉委員 そういう中で、今度は指定取消し

についてということですけれども、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定取消しについてお尋ねをさせていただきます。

指定を取り消す場合は相手の地方団体に対してどのような手続を行うかということなんですが、すぐに取り消すことはないと思いますが、まずは文書で通達を出すのか又は呼び出して意見を聴取し改善を促すのか、特に指定を取り消す場合についてどのような段取りを踏むのか、教えてください。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

改正法案では、指定を受けている地方団体が指定の基準のいずれかに適合しなくなつたとき、又は総務大臣からの報告の求めに対し報告をせず若しくは虚偽の報告をしたときは指定を取り消すことができるとしているところでございます。

総務大臣による地方団体の指定の取消し等につきましては、改正法案におきまして、地方六団体による推薦者を含めて構成される地方財政審議会の意見を聞くこととしているございま

さらに、個別の団体の取消しに当たりましては、事前に具体的な状況をお伺いすることや注意喚起をすること等によりまして当該団体の実態を丁寧に捉えた上で行う必要があると考えております。突然指定を取り消すというようなことは考えておりません。

○日吉委員 そうしますと、もう一点これに絡んで教えていただきたいんですけども、今度、指定を取り消された場合に、この取り消された地方団体の減収については全く国は関知しないということがあります。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

新たな制度下におきまして指定の取消しが行われるのは、当該団体によるふるさと納税の募集

が法律に基づいて定められた一定の基準に適合しないとしたとき等でございまして、その後、当該地方団体が期待する寄附金の額が減少することとなつたいたしましても、それは当該地方団体の責任であり、国として補填することは考えておりません。

○日吉委員 そうしたら、もう一点お願ひいたします。

このふるさと納税の際のポータルサイトの運営業者についてお尋ねをさせていただきます。以前にも他の委員の方が御質問させていただきているとは思つんすけれども、改めまして、このポータルサイト、これを見ますと、やはり自分の欲しい品物とか高価な返礼品がないかといふことを探すような形になつておなりまして、サイトの広告につられてふるさと納税、これを利用しているところが現状なのかなというふうに思われます。

こういった中で、このふるさと納税の利用のあり方について、この申込み代行サービスに一定の制限なり、こういったものをどのようにかけるのかかけられないのか、この点をもう一度教えてください。明確にお願いいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたいわゆるポータルサイト運営事業者でござりますけれども、全国のふるさと納税先団体の情報を求める寄附者のニーズ、あるいは、職員が限られている中でふるさと納税の募集や受入れに関する業務を委託したい、寄附者に対する地域の魅力を発信したいという地方団体のニーズなどに応える形で、ここ四、五年の間に急速に発展してきたものと承知しております。

ボーナルサイト運営事業者が行う業務内容といったしましては、地方団体を紹介するページの作成、運営、ポータルサイトや他のウェブサイト上での広告、寄附の受け付け、決済、寄附証明書の作成、寄附者からの問合せ対応、返礼品の調達、申上げることは困難でござりますけれども、特

に返礼品を過度に強調した広報について批判があると承知しているところでございます。

そうしたことを踏まえますと、ふるさと納税の募集に關しまして、ポータルサイト運営事業者に地方団体が多大な経費を支出して過度な広報や宣伝を競い合うことは避ける必要があると考えているところでござります。

○日吉委員 時間が参りましたので終わります

が、そもそもふるさと納税の趣旨、ふるさとに對して感謝を込める、こういった気持ちである、こういった趣旨をもう一度考えていただき、抜本的な改革が必要であるということを申し述べて、私の質問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

○江田委員長 次に、本村伸子さん。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でござります。

まず冒頭、予算委員会での予算案の採決の強行、そして、この委員会も委員長職権で開かれていたことに強く抗議をしたいと思います。二度とこうしたことがないよう、委員長にはくれぐれもお願いしたいというふうに思います。

きょうは、幼稚教育、保育の無償化について質問をさせていただきます。

幼稚教育、保育の無償化の、まず、市町村の負担、一体どうなるのか、二〇二〇年度から公立保育園が多い自治体ほど負担がふえるのではないかと思いませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○安藤大臣政務官 お答えいたします。

幼稚教育、保育の無償化に関する財源負担のあり方については、国と地方で適切な役割分担をすることが基本と考えております。国と地方がよく連携して無償化を進めていくことが重要と考えております。

この財源負担のあり方については、現行制度の保育所等に係る負担割合と同様に、国二分の一、都道府県四分の一、市町村四分の一とし、公立施設については市町村等十分の十とすることと、昨

年の教育の無償化に関する国と地方の協議において地方三団体から御了承をいただきました。

これらの無償化の財源については、消費税率引き上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用することとしており、国の責任において必要な地方財源をしっかりと確保してまいります。

○本村委員 二〇二〇年度から公立保育園、公立幼稚園は無償化の負担は一〇〇%市町村負担ということになつてまいります。

東京二十三区の特別区長会の試算では、東京二十三区だけで区立保育所で九十一億円負担増などと三百十六億円の負担増といふことになります。そこで、消費税が来るというふうに言われても、法人住民税の国税化減収分三百八十四億円もございままでの、それと合わせますと、結局、差引き二百四十億円の負担増になるというふうに試算をされております。東京も待機児童対策が緊急に求められていますのに、そこにお金が回らないといふことがあつては絶対にいけないというふうに思いました。

○江田委員長 次に、本村伸子さん。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でござります。

そして、愛知県内の自治体からも、公立保育所として幼稚園、一〇〇%自治体負担で、待機児童対策が必要なのにできないという声も出されております。中核市の市長会の試算では、公立保育園だけで中核市の平均で二億五百万円の負担増といふことになつてまいります。

そして、愛知県内の自治体からも、公立保育所として幼稚園、一〇〇%自治体負担で、待機児童対策が必要なのにできないという声も出されております。中核市の市長会の試算では、公立保育園だけで中核市の平均で二億五百万円の負担増といふことになつてまいります。

ちよつとここで、別でお伺いをしたいんですけども、私の地元は愛知県の豊田市でございま

す。無償化の市町村負担分、不交付団体は二〇二〇年度から丸々持ち出しといふことになるんですね。

○安藤大臣政務官 お答えいたしました。

今般の幼稚教育、保育の無償化の財源については、消費税率の引上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を活用することとしており、国の責任において必要な地方財源をしっかりと確保いたしました。

そして、地方交付税の交付団体が不交付団体か

にかかわらず、初年度に要する経費については全

額国費による負担とすること、そして、初年度と二年目の導入時に必要な事務費について全額国費による負担とすることなどの措置を行うこととしております。

これらを含めて地方の財政負担についてば
昨年、教育の無償化に関する国と地方の協議において、国から地方団体に提案し、その内容について御了承いただいたものでござります。
十月からの実施に向けて、引き続き、国と地方でよく連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○本村委員 豊田市などは法人住民税の国税化でとられている。保育の無償化でも、公立の部分は市町村負担、みんな持ち出しことになつてまいります。幼稚教育、保育の無償化は全額国の責任でやるべきだというふうに思います。

私どもは、そもそも消費税増税に反対でございまます。大企業や高所得者に応分の負担を求める税制改革が必要だということも主張させていただいております。ぜひこうした方向でやつていただきたいと思います。

もう一つお伺いをしたいんですけれども、愛知県の南知多町では、島の一園を除いて、あとは全町で公立の保育園でござります。愛知県内のほかの自治体と比べましても、財政力、財政が豊かな自治体ではありません。こうした自治体は、一〇〇%市町村負担になつたら大変になるのではないか。公立保育園、保育士の皆さん、子供さんのが健全な成長のために本当に必死に頑張つておられます。南知多町では、島の民間の保育園では保育士さんがなかなか集まらないということで、保育士さんを町が、南知多町が派遣をして、努力をしているわけでございます。

公立保育園なら一〇〇%市町村負担という国の方針は、結局、こういう山間僻地の自治体を苦しめることになるのではないかと思ひますけれども、答弁をお願いしたいと思ひます。大臣に、これは大臣に通告をしております。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

先ほども御紹介ございましたけれども、本年十
月から実施されます幼稚教育の無償化における公
立保育所に係る経費につきましては、実施初年度
分は全額国費により措置される、これはもう先ほ
どのお話をございました。

繰り返しになりますが、総務省としては、今般の幼児教育の無償化の実施に当たつて、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、引き続き適切に対応してまいります。

○本村委員 公立保育園は、例えば困難な御家庭の子供さんを迎えて行くような登園支援ですが、朝食の支援ですとか、民間ではなかなか人手が足りなくてできない部分もカバーして頑張っているわけでございます。民間の保育園の園長さんも、公立の保育園がなくなつたら保育水準が下がつてしまふと大変心配をしております。公立保

育園の役割をせひととも評価していただき、公立保育園の維持が難しくなるようないふうに、くれぐれもお願いを申し上げたいと思います。

○本村委員 一般財源総額に全額のせるといいま
すけれども、一年分ですと約五千億円ですけれど
も、ちゃんと一般財源総額まるつとふえるといいう
理解でよろしいでしょうか。これは大臣に。い
や、大臣に聞く機会がなくなつてしまふので、こ
の質問は大臣にお願いしたいと思います。公立保
育園の運営が難しくなるような、そんなことは
させないと、この御答弁を大臣にお願いしたいと思
います。

○石田国務大臣 先ほど局長から申し上げたと同じ答弁になるわけでありますけれども、平成三十二年度以降の児童教育の無償化に係る地方負担分については、公立・私立にかかわらず、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たつても、基準財政需要額に全額算入することにより、必要な財源をしっかりと確保してまいります。

こと。既に無償化されている義務教育においても

実費相当の負担をいただいていることから、引き
続き保護者に御負担いたただくこととしましたが、
あわせて、副食費の免除対象をこれまでの生活保
護世帯や一人親世帯から年収三百六十万円未満相

○江田委員長 次に、足立康史君。
○足立委員 日本維新の会の足立康史でござるがま
当の世帯に拡充することとしており、低所得世帯
にとって負担増にならないと考えております。
○本村委員 無償化をやるのであれば全額国費で
というのことを強く求めまして、質問を終わらせて
いただきます。

短い時間であります、十分間、この法案審議の最後に確認を大臣にさせていただきたいと思います。

たびたび私は、この委員会で、この場で、ふるさと納税を取り上げてまいりました。

千代松泉佐野市長と石田大臣とのいろいろ攻防がありましたので、これは何度も申し上げていま

すが、自民党と維新の会の特徴というか、やはり自民党は中央集権ですから、総務省が上から目線

いろいろやつていてもよい。しかし、維新の会はやはり地方から生まれた唯一の国政政党ですから、やはり国が決めるルールはわかりやすくないといけない。地方公共団体が、千七百の地方公共団体が切磋琢磨をするためには、総務省がつくるルールはやはりわかりやすくないといけない。ところが、先日、二十六日に石田大臣そして安倍総理に御質問したけれども、結局、ますますよくわからんんですね。

石田大臣は、再三、このふるさと納税の趣旨は、ふるさとやお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝えること、税の使い道を自分の意思で決めること、この二つだとおっしゃっているんですけど、私は、そうであれば、返礼品の広報は禁止をすべきだ、それをしないのであれば、地域活性化なり、消費拡大なり、景気対策なりという趣旨を入れるべきだと再三申し上げてきましたが、ど

うしてもそこはややむやにされています。きょう、改めて大臣にお伺いしたいのは、すると、先ほど大臣が再三言わっている趣旨と、今回の改正法の中身は乖離している。今回の改正法によつて実現しているふるさと納税の実態と、大臣が訴えていらっしゃる趣旨は乖離をしていると言わざるを得ませんけれども、乖離しているでよろしいですか。

○石田国務大臣 乖離しているとは思つております。せん。

○足立委員 ジヤ、もしそういう地域活性化といふ趣旨を認めないのであれば、繰り返しになりますよ、なぜ広報を規制しないんですか、返礼品の広報をなぜ規制しないんですか。誰でもいいよ。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。ふるさと納税の募集に関しまして、過度な広報が行われていることについて批判があることは承知をいたしております。ふるさと納税の募集に関しまして、ポータルサイト運営事業者に地方団体が多大な経費を支出して過度な広報や宣伝を競い合うことは避ける必要があると考えております。

そのため、改正法案では、寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合することを求めておりま

して、その基準については検討中でございますけれども、当該基準の内容として、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されるべきとの観点から、広報等の経費も含めて募集経費の総額を、原則として、各団体における年度ごとのふるさと納税の受入額の五〇%以下とする」とを盛り込むことを検討しているところです。

○足立委員 いやいや、そういう役人だから役人答弁は仕方ないけれども、大臣、やはりこれは、そうであれば、なぜ広報を、返礼品の広報を何で規制しないんですか。できるじやない。だって、広報はだめよと言つたら終わりじゃないですか。何でそれを規制しないの。いやいや、今局長がおつしやつたようなことはもういひですよ。わかつていてる、わかつていてる。

それはいいよ、そういうことは抑えるといふことなんだけれども、それはいいけれども。少なくとも、法律に三割と書くんですよ。返礼品の三割と法律に書くんですよ。法定するんですよ。今までの通達じゃなくて、法定するんです。それが訴えていらっしゃる趣旨は乖離をしていると言わざるを得ませんけれども、乖離しているでよろしいですか。

○石田国務大臣 乖離しているとは思つております。せん。

○足立委員 ジヤ、もしそういうマイナスのインパクトが問題だという、いや、広報だけでもやめたらいじやないですか。広報だけでも、いや、納税者がいろいろ自分で調べるのはいいよ、いろいろ。でも、積極的に何で広報する必要があるの。大臣、どうですか。広報する必要ないんじやないですか。ねえ。(発言する者あり)。与党の先生方も、ちょっと、合流しましょう、合流。

いや、石田大臣、ちょっと、これは本当に私、わからないんですよ。わからない。恐らく与党の方も、ちよつと、合流しましよう、合流。

○内藤政府参考人 ふるさと納税について、廃止すべきといった御意見や、もっと拡大すべきといった御意見、また委員のような御意見等、さまざま意見があることを承知をいたしておりますけれども、国民の皆さんの御理解をいただけるような一定のルールを決めさせていただき、その中で、この制度を健全に発展させていただきたい、そのように思つてゐるところであります。

○足立委員 この通常国会、一月の末から三月一日、きょうまで一ヶ月にわたつて、一年で一番大事な一ヶ月です。一年で一番大事なこの一ヶ月で、私は改めて確信しました。やはり今の自民党政権ではまだ、やはり、地方から生まれた、地域から生まれた唯一の国政政党として私たちが本質的なチャレンジを自民党に挑んでいかなくては日本はよくならないということを痛感しました。

去年の臨時国会で入管法を改正しても、結局、山下大臣はやらない。ここでこれだけ与党の皆さんもそうだと声をかけてくださるぐらい当たり前の議論をやつても、結局、国会ではスルーして、いわゆる役人答弁で時間切れ、採決。僕はほかの野党みたいに暴れたりはしませんが。しかし、政権を争う別のグループ、チームA自民党に対し

て、チームB維新の会がやはりしっかりしないところがござります。

○足立委員 いやいや、そういう役人だから役人答弁は仕方ないけれども、大臣、やはりこれは、そうであれば、なぜ広報を、返礼品の広報を何で規制しないんですか。できるじやない。だって、広報はだめよと言つたら終わりじゃないですか。何でそれを規制しないの。いやいや、今局長がおつしやつたようなことはもういひですよ。わかつていてる、わかつていてる。

しかし、その一方で、今回の法改正によって設けられる一定のルールのもとにおいて、地方団体が創意工夫し、ふるさと納税を通じて得られた資金を有効に活用して、地場産業の振興や雇用の創出等、地域経済の活性化に取り組んでいただこうと思います。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。私がからも、まず、先ほどの予算委員会の採決の強行、そして当委員会が委員長の職権で立てられましたことに強く抗議をしたいというふうに思います。

○内藤政府参考人 ふるさと納税について、廃止すべきといった御意見や、もっと拡大すべきといった御意見、また委員のような御意見等、さまざま意見があることを承知をいたしておりますけれども、国民の皆さんの御理解をいただけるような一定のルールを決めさせていただき、その中で、この制度を健全に発展させていただきたい、そのように思つてゐるところであります。

○足立委員 この通常国会、一月の末から三月一日、きょうまで一ヶ月にわたつて、一年で一番大事な一ヶ月です。一年で一番大事なこの一ヶ月で、私は改めて確信しました。やはり今の自民党政権ではまだ、やはり、地方から生まれた、地域から生まれた唯一の国政政党として私たちが本質的なチャレンジを自民党に挑んでいかなくては日本はよくならないということを痛感しました。

去年の臨時国会で入管法を改正しても、結局、山下大臣はやらない。ここでこれだけ与党の皆さんもそうだと声をかけてくださるぐらい当たり前の議論をやつても、結局、国会ではスルーして、いわゆる役人答弁で時間切れ、採決。僕はほかの野党みたいに暴れたりはしませんが。しかし、政権を争う別のグループ、チームA自民党に対し

て、チームB維新の会がやはりしっかりしないところがござります。

○足立委員 いやいや、そういう役人だから役人答弁は仕方ないけれども、大臣、やはりこれは、そうであれば、なぜ広報を、返礼品の広報を何で規制しないんですか。できるじやない。だって、広報はだめよと言つたら終わりじゃないですか。何でそれを規制しないの。いやいや、今局長がおつしやつたようなことはもういひですよ。わかつていてる、わかつていてる。

ほど感じたことはありません。改めて、これを見ていただいている國民の皆様に、自民党に対抗できるチームB、プランBを用意して、また御審判をいたぐことをお誓い申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○江田委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。私がからも、まず、先ほどの予算委員会の採決の強行、そして当委員会が委員長の職権で立てられましたことに強く抗議をしたいというふうに思います。

○内藤政府参考人 ふるさと納税について、廃止すべきといった御意見や、もっと拡大すべきといった御意見、また委員のような御意見等、さまざま意見があることを承知をいたしておりますけれども、国民の皆さんの御理解をいただけるような一定のルールを決めさせていただき、その中で、この制度を健全に発展させていただきたい、そのように思つてゐるところであります。

○足立委員 この通常国会、一月の末から三月一日、きょうまで一ヶ月にわたつて、一年で一番大事な一ヶ月です。一年で一番大事なこの一ヶ月で、私は改めて確信しました。やはり今の自民党政権ではまだ、やはり、地方から生まれた、地域から生まれた唯一の国政政党として私たちが本質的なチャレンジを自民党に挑んでいかなくては日本はよくならないということを痛感しました。

去年の臨時国会で入管法を改正しても、結局、山下大臣はやらない。ここでこれだけ与党の皆さんもそうだと声をかけてくださるぐらい当たり前の議論をやつても、結局、国会ではスルーして、いわゆる役人答弁で時間切れ、採決。僕はほかの野党みたいに暴れたりはしませんが。しかし、政権を争う別のグループ、チームA自民党に対し

て、チームB維新の会がやはりしっかりしないところがござります。

○足立委員 いやいや、そういう役人だから役人答弁は仕方ないけれども、大臣、やはりこれは、そうであれば、なぜ広報を、返礼品の広報を何で規制しないんですか。できるじやない。だって、広報はだめよと言つたら終わりじゃないですか。何でそれを規制しないの。いやいや、今局長がおつしやつたようなことはもういひですよ。わかつていてる、わかつていてる。

充実のための負担割合です。それと、もう一つは、今回消費税が二ポイント上がるわけですか

れども、その増収分の配分割合などのはどのぐらいになつてゐるんでしょう。これは通告をしているんですけれども。

○林崎政府参考人 失礼いたしました。お答えいたします。

増収分につきましては、先ほども御指摘ありますように、国と地方で七対三、おおむね七対三といふことになつてくるわけござります。

○吉川(元)委員 そうしますと、やはりこういうギャップが生まれるわけです。

八%への増税時の配分と負担のギャップ、これは二千四百四億円。これはこれまで臨時財政対策特別加算で補填をしてきたものと承知をしておりましたが、来年度はこれがなくなるということでお交付金で補填をするというようなことを事前のお話で伺いました。

一〇%への増税時、このギャップの額はどの程度の額になるというふうに見込まれ、またどういふ形で補填をしていくように考えていらっしゃるんでしようか。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

こしの十月から増税ということになるわけでござりますけれども、この三十一年度におきましては、地方の増収分、これはわざかでござりますので、先ほど御指摘にありましたけれども、児童教育の無償化に係る地方負担分二千三百四十九億円につきましては、これは全額国費で対応するため子供・子育て支援臨時交付金を創設する、こういふことでござります。

それから、三十一年度以降という問題があるうかと思いますけれども、三十二年度以降におきましては、社会保障の充実あるいは人づくり革命に係る施策の実施に当たりまして、それらに係ります地方負担、これにつきましては、地方財政計画の歳出に全額計上し、そして、歳入の方でいいますと、地方消費税の増収分、これはもちろん全額計上することにしまして、その上で一般財源総額を増額確保するということになります。そして、個別団体の地方交付税の算定に当たり

ましても、それぞれ、基準財政需要額、収入額に全額を算入することで、地方団体の運営に支障がないないように対応していく、こういう方針でございます。

○吉川(元)委員 ちょっと質問の趣旨がうまく伝わっていないのかもわかりませんけれども。

○吉川(元)委員 ちょっと質問がうまく伝わっていないのかもわかりませんけれども。

○吉川(元)委員 ちょっと質問がうまく伝わっていないのかもわかりませんけれども。

ふうに思います。
次に、幼児教育の無償化について若干質問させていただきます。

先ほど同僚委員からも質問がありました。地方負担の全額を基準財政需要額に算入するというよう�습니다。

○井上(一)委員 最後に質問をさせていただきまます。希望の党の井上一徳です。

よくこの場でも議論はありましたけれども、統計というのは、政策の土台というか、政策を築くための土台ですので、その統計の正確性に疑義が生じている現状というの非常に残念に思います。

○江田委員長 次に、井上一徳君。

三ではないと、その間のギャップを、これまで、わけですよ。これが次年度はないということもあって交付金で対応した。

そうしますと、次年度はそれで対応しているといふことなので、それはそれでよしととりあえずしますけれども、その次の年度以降の補填のあり方というのは、今、総務省としては検討されているんですか。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

今御指摘ありましたように、三十一年度について、まだ制度が熟していく途中ということございまして中で、あるいは地方消費税収がまだ余り入らないという状況の中で、交付金で対応しますけれども、結果的にはそれは、借金をどのように返していくのかを含めて各自治体が考えながらこれまで財政運営をやつてきたわけで、やはりこれは自治体に何らかの影響が出るのではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

若干先ほどの答弁にも関係してまいりますけれども、地方財政計画の歳出歳入に、それぞれ、必要な経費、それから入ってくる地方消費税収、これをまず全額計上して、全体としての一般財源総額をしつかり確保する、まずこれがあります。

○吉川(元)委員 実際に、交付税も含めて地方が受け取る金額と、そして、国の政策もあってのいわゆる社会保障の充実分、これが同じ比率であればまだわかるんですけれども、入つてくるのは少ないけれども出るのは地方の方が多いと。そのギャップをずっと今まで埋めてきたわけで、これをきちんと再来年度以降もしっかりと確保していかないと地方自治体は大変困るという状況でありますので、今検討中ということでありましたの

○吉川(元)委員 私が聞きたかったのは、地方が自分たちの裁量で使える、そういう財源がやはりあります。

これによつて削られてゐるのではないかという中で、しつかりこれは対応していただきたいという

身であります。

この問題についてはまた別の機会に質問したいといふふうに思います。

時間が来ましたので、終わります。

○井上(一)委員 最後に質問をさせていただきまます。希望の党の井上一徳です。

よくこの場でも議論はありましたけれども、統計というのは、政策の土台というか、政策を築くための土台ですので、その統計の正確性に疑義が生じている現状というの非常に残念に思います。

○江田委員長 次に、井上一徳君。

私は、こういつた事態をもう二度と招かないための再発防止、これについて徹底してほしいという観点から質問させていただきます。

今、基幹統計五十六のうち二十三で不適切な取り扱いがあるということで、現在、この問題点の深掘りを行つて、夏ごろまでに人員それから予算の手当で等について検討するといふうに聞いておりますけれども、現在の取組状況、今後の予定も含めて教えていただきたいと思います。

それから、一般統計、二百二十三あります、これについてはどうのように検討していくのか、教えていただきたいと思います。

○横田政府参考人 統計の信頼回復に向かまして、統計委員会に新たに設置されました点検検証部会におきまして、基幹統計や一般統計調査について徹底した検証を進めていくこととしておるところでございます。

先週初会合が開催されました点検検証部会においては、再発防止それから統計の品質向上、この二つの観点から、基幹統計については、書面調査により実態把握を行つた上で、二つのワーキンググループで審議を行い、さらに、一般統計調査につきましては、基幹統計に準じて、各府省で自己点検を進めていたいた後に、点検検証部会へ報告がなされる予定ということになつてござい

ます。

これによりまして、春までをめどに、全ての基

また、返礼品について定めたために、返礼品は当時の制度であることを法が認めてしまいました。ふるさと等に寄附をして感謝の気持ちを伝えるという当初の理念に沿った制度にしていくために、抜本改革が必要です。

自動車関連諸税についても、私たちは從来から、九種類もの不条理で過重な税の抜本改革を求めてきました。しかし、今回、与党の税制改正大綱に、「車体課税の見直しについては、今般の措置をもつて最終的な結論とする」と明記された点は、到底納得できません。私たちは、ユーザー負担軽減と家計支援のための抜本改革を引き続き求めてまいります。

す。
近年、地域間の財政力格差が拡大していることからすれば、税源の偏在の是正は必要です。しかし、今回の改正は、暫定的な措置だつたはずの地方法人特別税と同様の制度を定めたにすぎず、抜本改革にはほど遠い状況です。

我々は、地域主権改革により、国の権限、財源を大胆に地方に移譲することで、中央と地方の格差の問題を根本的に解決する所存です。

以上、いずれの問題も、安倍内閣は抜本改革ではなく、びほう策で切り抜けようとしています。私たちは、地方税財政の抜本改革を誠実に実行し、皆様が将来にわたって安心できる地方税財政基盤を確立していくことをお約束申し上げ、私の討論といたします。

○江田委員長 御清聴ありがとうございました。(拍手)
○本村委員 私は、日本共産党を代表して、地方税法改定案ほか三法案に対する反対の討論を一括して行います。

以下、反対の理由を申し述べます。

地方交付税法では、交付税算定へのトッププランナー方式を拡大しています。自治体業務の民間委託などによって削減した経費水準を地方交付税の

単位費用に反映するトップランナー方式を、来年度、学校用務員などで更に段階的に拡大するとしています。地方交付税を削り、自治体に一層のアウェトソーシングを押しつけることは許されません。

めとする地方制度なのであります。

た消費税率の引上げに際し、交付税法定率が引き下げられている点など、交付税法改正案には賛成できません。

ふるさと納税に関する法改正は、返礼品競争対策だけに特化し、寄附控除制度全体の均衡を勘案

した抜本改正になつていらないなど、地方税法改正
をこう支村モノミト。

一九五五年（昭和三十）年、國と地方との役務分担をあえて明確にせず、いわゆる融合型の行政システムを全国に張りめぐらしてきた自民党にとって

在の定義が不明確で、法改正の合理的な根拠に欠け

度改正にも、場当たり的な地方法人課税の偏在は是正措置にも違和感を感じないのかもしませんが、私たちは絶対に許せません。特に、石田総務大臣と千代松泉佐野市長との応酬を見て、そうし

財源である地方法人税を国が召し上げて地方に譲

私たち日本維新的会が目指す社会は、国、広域行政そして基礎自治体の三つが、それぞれの有する権限と責任を明確にしながら、都市間競争、地

んが、公共財としての森林整備を促進する観点か

繁栄を築いていく、そうした公正公平で透明な社会なのであります。税のあり方は国の骨格であります。平成から新

力を求めます。

しい時代を迎えるに当たり、地方から生まれた唯一の国政政党の責任として、国と地方との新しい関係の構築に最優先で取り組んでいくことをお誓いし、反対討論といたします。(拍手)

○江田委員長 これにて討論は終局いたしまし

○吉川(元)委員　社会民主党の吉川元です。

○江田委員長 これより各案について順次採決に

対、森林環境税、森林環境譲与税に関する法律案には賛成する立場で討論を行います。

いて採決いたします。

交付税額とともに増加しています。総務省関係者の

〔贊成者起立〕

ち・ひと・しごと創生事業費での成果配分重視の

とおり可決すべきものと決しました。

ねない内容が依然として盛り込まれており、ま

九

に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○江田委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、あかも二郎君外五名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フオーラム、国民民主・無所属クラブ、公明党、日本維新の会及び希望の党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に措置すべきである。

一 森林環境譲与税の使途を適正かつ明確にします。市町村が主体となつた森林整備を促進するため、市町村の業務を支援していくこと。

二 市町村の体制強化に向けた支援策として、森林所有者の確定や境界の明確化、森林の巡視など、市町村の負担を軽減するため、更なる施策の拡充を図ること。

三 林業経営者の健全な育成を図るため、森林に関する高度の知識、技術、経営に関する研

修計画を企画し、実施すること。また、林業経営者を評価するに当たっては、生産性(生産量)の基準だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全条件などの評価基準も重視すること。

四 森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠であり、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

五 市町村が、森林環境譲与税の使途を適正かつ明確にしつつ、これまでの森林施策では対応出来なかつた奥地等の森林の整備等を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。

六 路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に發揮していくために必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であることから、路網整備に対する支援を行うこと。

七 森林資源の循環利用を図るため、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に對応した川上から川下までの安定的、効率的な供給体制を構築し、木材の利用拡大を図ること。

八 森林整備の推進に向けて、その大きな支障の一つである鳥獸被害に係る対策を含め、主伐後の植栽による再造林、保育が確実に実施されるよう、必要な支援を行うこと。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に措置すべきである。

一 森林環境譲与税の使途を適正かつ明確にします。市町村が主体となつた森林整備を促進するため、市町村の責任をもつて、市町村の業務を支援していくこと。

二 市町村の体制強化に向けた支援策として、森林所有者の確定や境界の明確化、森林の巡視など、市町村の負担を軽減するため、更なる施策の拡充を図ること。

三 林業経営者の健全な育成を図るため、森林

に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○江田委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、あかも二郎君外五名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フオーラム、国民民主・無所属クラブ、公明党、日本維新の会及び希望の党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。高井崇志君。

○高井委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

す。

○江田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

十一 森林環境税を活用した森林整備等への国

の理解と協力が一層得られるよう努めるこ

とあります。

○江田委員長 次に、地方交付税法等の一部を改

正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○江田委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、あかも二郎君外五名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フオーラム、国民民主・無所属クラブ、公明党、日本維新の会及び希望の党の六派共同提案による持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件について決議すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を求めます。高井崇志君。

○高井委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

持続可能な地方税財政基盤の確立及び東

日本大震災等への対応に関する件(案)

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共團

体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

一 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、公共施設等の老朽化対策等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自らの主導的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、平成三十一年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、予見可能性を持つて安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。

二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分發揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定については、地域の実情に十分配慮するとともに、地方交付税の財源保障機能を適切に確保すること。

三 地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行つており、その財源は行政改革や経費削減等により捻出されているものであることに鑑み、その残高が増加していることをもって、地方交付税等の財源を一方的に減額しないこと。

四 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、眞に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

五 個人住民税における控除の在り方について

は、住民が公平感を持つて納税することができるような税体系の構築を目指して不断の見直しを進めること。

六 地域の実情に応じた行政サービスを地方公共団体が将来にわたり提供することができるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のために、抜本的な改革に向けた検討を進めること。

七 ふるさと納税制度に関しては、制度の趣旨と実態が乖離していることを踏まえ、適正化に向けた取組を進めること。

八 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努め、地方財政の健全化を進めるこ

旧・復興のための十分な財源を確保するこ

と。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○江田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○石田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○江田委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

十 東日本大震災の被災地方公共団体に対してもること。

は、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るために、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、消防・防災体制の充実・強化及び被災地の復

めること。

午後十時九分散会

平成三十一年四月一日印刷

平成三十一年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K